

JICA ベトナム法整備支援フェーズⅢ  
(2003/07/01～2007/03/31)



「成果物の普及」について

1 プロジェクト概要

A 立法支援

- ① 民法
- ② 民事訴訟法・破産法
- ③ 民事関連法令
  - ・ 不動産登記法
  - ・ 担保取引登録令  
(担保取引登録法)
  - ・ 判決執行法
  - ・ 国家賠償法
  - ・ WTO 加盟に伴う必要法令研究  
(共助法等)

B 人材育成支援

- ① 法曹人材育成
  - ・ 国家司法学院 (カリキュラム策  
定・教科書編集)
  - ・ 検察院 (刑事検察官マニュアル  
編集)
- ② 判決書標準化・判例整備
  - ・ 判決書マニュアル編集
  - ・ 判例制度導入への提言
- ③ ベトナム国家大学法学部日本法講座

## 2 「成果（物）」

### ① ハード

- 法典自体
- マニュアル
  - 「刑事検察官マニュアル」
  - 「判決書マニュアル」
- 教科書
  - 国家司法学院教科書
    - 「民法」
    - 「民事訴訟法」
    - 「民事手続実務」
    - 「刑事手続実務」
  - ベトナム国家大学日本法講座教科書
    - 「日本の法律用語」
- その他資料
  - 「判例制度導入への提言」

### ② ソフト

- 本邦研修
- 現地セミナー
- ワークショップ
- 日常的なアドバイス等

### ☆ ベトナム側作成資料

- 研修、セミナー毎に作成される報告書
- 担当者等による上層部への報告書

### 3 「普及・伝播」

#### ① 普及の客体・方法

##### a ハード

- ・ 法典 → 官報等出版物
- ・ マニュアル・教科書等 → 配布
- ・ その他 → 資料化・配布

##### b ソフト

- ・ 研修・セミナー等での議論の深化  
→ 報告書・資料化・配布
- 法律関係文書・書籍等の内容への反映
- 起草担当者による外部への説明への反映
- 教育機関・教育担当官の講義内容等への反映

#### ② 普及・伝播の態様

##### a 垂直方向への伝播

- ・ 上方への伝播  
→ 幹部、政府(裁判所・検察院)、  
国会専門委員会、国会常任委員会、国会本会議
- ・ 下方への伝播  
→ 下部機関、地方機関等

##### b 水平方向への伝播

- 同僚・他省庁関係者等

## 4 留意すべき点

① 何を普及させるべきなのか

③ 双方向的議論の重視

② 「無形」成果物の重視

④ 普及を「受ける側」への支援

ホーム > 評価 > 事業事前評価表 > 平成15年度 事業事前評価表

事業事前評価表(技術協力プロジェクト)

作成日:平成15年9月30日

担当部・課:アジア第一部インドシナ課

<p>案件名:ベトナム法整備支援プロジェクト(フェーズ3)</p>
<p>実施国:ベトナム                  実施地域:ハノイ                  プロジェクト実施予定期間:2003年7月~2006年6月(3年間)</p>
<p>1. プロジェクト要請の背景</p> <p>(1) ベトナム政府は、1986年のドイモイ路線採用以降、市場経済化と対外開放政策を推進している。その一環として、市場経済化を支援する新たな法的枠組みを構築する事が急務になっていたため、同国司法省は、各国政府及び国際機関の協力により法律の整備を進め、1992年に新憲法、1995年に民法を制定した。同国においては、引き続き商法や民事訴訟法等の法律や民法典の付随法令等を整備すると共に、市場経済化に対応した法制度及び法律に精通した人材育成を早急に実施する必要があった。</p> <p>(2) かかる背景を踏まえ、我が国は、1996年度より、ベトナムにおける法整備支援プロジェクトを開始し、短期・長期専門家派遣や、国別特設研修を通じて、ベトナム政府の各種法律(特に市場経済の導入に対応した民法、商法等)の整備や、人材育成に資する協力を実施した。</p> <p>(3) その後、1999年度よりフェーズ2が始まり、対象機関を司法省に加えて最高人民検察院、最高人民裁判所に拡げ、各種法律の立法作業への助言、法体系整備への助言、及び人材育成、を3本柱とした協力を実施してきた。特に民法共同改正研究については、日本側の大学教授や法曹を巻き込み、改正民法草案の内容・質の向上や、関連他法令との整合性の確保などに貢献してきている。去る10月に実施された終了時評価調査団においても、同3本柱における成果が概ね達成されており、越側からも高く評価されている事が明らかとなった。フェーズ2は所期の成果を挙げ2003年度3月末をもって終了した。</p> <p>(4) 以上のような我が国の継続的な支援を更に効果的に拡充すべく、今年度7月上旬より法整備支援プロジェクト(フェーズ3)が開始した。対象分野に関しては、本年1月、4月にそれぞれ実施された第1次、第2次事前評価調査において、「民法を中心とした民商事分野立法支援」及び「法曹強化」支援の2つのサブ・プロジェクトを実施することで先方政府と合意した。</p>
<p>2. 相手国実施機関</p> <p>(1) 司法省 (Ministry of Justice, MOJ)                  (2) 最高人民裁判所 (Supreme People's Court, SPC)                  (3) 最高人民検察院 (Supreme People's Procuracy, SPP)                  (4) ハノイ国家大学 (Vietnam National University Hanoi)</p>
<p>3. プロジェクトの概要および達成目標</p> <p>3-1 サブ・プロジェクトA: 民法を中心とした民商事分野立法支援</p> <p>(1) 達成目標</p> <p>1) プロジェクト終了時の達成目標(プロジェクト目標)</p>

[目標]

- ・ 立法関連部局職員の能力が強化され、市場経済化と整合性のある民商事関連の基本法が制定される。

[指標]

- ・ 民法草案が国会で可決される。
- ・ 民事訴訟法草案及び企業倒産法が国会で可決される。

2) 協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)

[目標]

- ・ 市場経済化に適合した法制度の基盤が構築される。

[指標]

- ・ 5ヵ年立法計画に基づいて民商事関連法が整備される。

(2) 成果と主な活動

1) 改正民法の最終草案が起草される。

日越において作業部会を発足させ、草案に対する助言・指導、書面による草案へのコメント、現地専門家による協議、現地ワークショップ、本邦研修などを通じ、民法の改正草案起草を支援する。

2) 知的財産関連法規に関する基礎知識が修得され、草案が起草される。

日越において作業部会を発足させ、書面による草案へのコメント、現地専門家による協議、現地ワークショップなどを通じ、知財関連法規の起草を支援する。

3) 民事訴訟法及び倒産法の最終草案が起草される。

日越において作業部会を発足させ、書面による草案へのコメント、現地専門家による協議、現地ワークショップなどを通じ、民事訴訟法及び倒産法の最終草案起草を支援する。

4) 民法に関連する法案準備が促進される。

(不動産登記法、担保取引に関する国会令、国家賠償法、判決執行法) 起草支援を行う民法・民事訴訟法との整合性を確保すべく、上記4法案に対し、書面による草案へのコメント、現地専門家による協議、現地ワークショップ等を通じ支援を行う。

3-2 サブ・プロジェクトB: 法曹強化支援

(1) 達成目標

1) プロジェクト終了時の達成目標(プロジェクト目標)

[目標]

- ・ 質の高い法曹を育成できる体制が整備される。

[指標]

- ・ 法曹養成機関において、質の高い人材が養成されるようになる。
- ・ 判決書の質が向上する。

2) 協力終了後に達成が期待される目標(上位目標)

[目標]

- ・ 法曹の能力強化を通じて法執行体制が強化される。

[指標]

- ・ 裁判実務の質が向上する。

(2) 成果と主な活動

1) 統一的新規法曹の養成機関(国家司法学院)の設立を視野に入れ、その機関を構成することになる既存の研修機関のトレーニング・プログラムや教材が改善される。

日越における作業部会の発足を含め、詳細活動計画を策定するための準備活動を行う。その後法曹養成機関の組織・運営に関する助言を行うとともに、本邦研修・現地セミナー・書面によるコメントを通じてカリキュラム策定、テキスト作成、教授方法論に関する支援を行う。また、教授マニュアルの作

成に対する助言を行う。

2) 判決様式が標準化され、全ての法曹にとってアクセス可能な判例情報が整備される。

日越において作業部会を発足させ、判決様式及び判決起案マニュアルの作成及び判例公開システムの構築に関する指導・助言を行う。また、上記活動に関する現地セミナー、普及のためのワークショップ、本邦研修などを実施する。

3) ハノイ国家大学法学部における学生が日本法についての理解を深めると共に、講師が育成される。

カリキュラム準備を含めた詳細活動計画を作成し、その後日本法の講義・試験の実施、テキストや参考図書の提供、日本法講座の講師の養成を行う。

### (3) 投入 (インプット)

#### a) 日本側

長期専門家:

3名 (民法を中心とした民商事法分野立法支援、法曹強化1、法曹強化2)

短期専門家:

年間15~20名、各10日間程度

本邦研修:

国別特設研修を想定、年間20~30名程度

機材供与:

(コンピューター、事務機器及び消耗品等)

総額 約3.5億円

#### b) 相手国側

カウンターパートの配置、建物・施設提供、運営経費など

### (4) 実施体制

#### ア 先方実施機関:

司法省 (Ministry of Justice, MOJ)

最高人民裁判所 (Supreme People's Court, SPC)

最高人民検察院 (Supreme People's Procuracy, SPP)

ハノイ国家大学 (Vietnam National University Hanoi)

#### イ 国内協力機関:

外務省、法務省、最高裁、日本弁護士連合会、法学会等

## 4. 評価結果 (実施決定理由)

以下の視点からプロジェクトを評価した結果、協力を行うことは必要かつ妥当と判断される。

### (1) 妥当性

国家開発計画及び法整備分野の開発計画であるLegal Needs Assessment(司法省中心に作成)において、ベトナムの市場経済化の進展のために、法律及び法制度の整備や法曹の育成が急務とされている。また、我が国の対ベトナム支援に対する事業指針においても、同分野支援の優先度は高い。

### (2) 有効性

「民法を中心とした民商事法分野立法支援」に関しては、ベトナム側の立法スケジュールが決定していることもあり、同スケジュールに沿った形で草案の作成及び法案についての知識移転(プロジェクトの成果)を支援することにより、国会における採択(プロジェクト目標)の実現につながる事が期待出来る。

「法曹強化」に関しては、法曹養成機関におけるカリキュラム策定、テキスト作成、教授方法の確立を通じた直接的支援と、法曹候補となる学生育成のためのハノイ国家大学における日本法関連の間接的支援を通じて、法曹育成体制の整

備というプロジェクト目標に直接結びつく。一方判決様式及び判決起案マニュアルの作成支援についても、特に法曹養成機関における司法実務教育に用いられていくことを通じ、同じくプロジェクト目標に結びつく。

(3) 効率性

「立法支援」に関しては、起草支援を行う法案の制定が越側のスケジュールに位置づけられていることから、起草のための各種投入が立法化に結びつく可能性が高く、効率が確保されうる。

「法曹強化」については、法曹養成機関の問題意識が高く、我が国も長期専門家を中心としてベトナム側の具体的な研修プログラムに直接働きかけることから、高い効率性が確保される。

(4) インパクト

「立法支援」に関しては、プロジェクトにおける対象法案の立法に関わる人材が育成されることにより、中期的にプロジェクトの対象外の法律の整備にも彼らの能力が発揮されることとなる。

「法曹強化」については、新しい研修体制によって育成された人材が、新しいスタンダード・考え方を用いた裁判実務を行っていくことにより質の改善が図られることが期待される。

(5) 自立発展性

「立法支援」については、法律の整備のみならず人材の能力強化をも視野にいれた投入を行うことから、プロジェクト終了後、知見・経験が実施機関に蓄積され自立的に発展していくことが見込まれる。

「法曹強化」については、ベトナム政府自体が法曹の統一養成に向けた体制整備を重視していることもあり、各協力におけるカウンターパートの能力強化を通じて、プロジェクト終了後も彼らを核とした法曹養成体制の自立的な発展が見込まれる。

5. 外部要因リスク (外部条件)

(1) ベトナムの市場経済化推進及び法制度整備推進政策の方向性に変化がない。

—(2) 実施機関である司法省、最高人民検察院、最高人民裁判所及びハノイ国家大学において、プロジェクト関連予算及び事業担当職員が十分に配置され続ける。

6. 今後の評価計画 (中間評価、終了時評価の実施時期)

・中間評価: プロジェクト開始後1.5年

—・終了時評価: プロジェクト終了時

評価 / 平成15年度 事業事前評価 目次

✦ [JICAサイトトップへ](#)

【サイトポリシー】 【プライバシーポリシー】 【情報公開】

All Rights Reserved, Copyright(c)1995 Japan International Cooperation Agency.